

(外交防衛委員会)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、インドとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 三、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、インドの軍隊を追加する。
- 四、本法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。